

# 《草津市立老子中学校PTA会則》

## 第1章 名 称

第1条 本会は草津市立老子中学校PTAと称し、事務局を老子中学校に置く。

## 第2章 目的および活動

第2条 本会は保護者と教職員が協力して生徒の健全な心身の育成と福祉の向上をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的遂行を本旨とする自主独立の団体であり、政治的宗教的団体、ならびに他のいかなる団体の支配や干渉を受けない。

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1：学校の行事や活動を支援・補助する（活動支援事業）

2：安全で心地よい学習・生活環境づくりに協力する（安全環境事業）

3：社会生活に必要な知識や技能を生徒と共に学ぶ機会を設ける（親子研修事業）

4：活動内容やさまざまな情報を発信する（情報発信事業）

5：その他、目的遂行のため必要な活動を行う

## 第3章 会 員

第5条 本会の会員は、本会則第2章「目的および活動」に賛同する、老子中学校生徒の保護者、または、これに代わる者ならびに同校に勤務する教職員で構成する。会員はすべて、平等の権利と義務をもつ。

第6条 本会の入会および退会は自由である。

第7条 会員は本会の趣旨を十分理解して、本会の事業に積極的に参加するものとする。

## 第4章 役 員

第8条 本会には次の役員を置き本部役員とする。

会長 1名（保護者）

副会長 1名（保護者）

事務局員 2名（保護者1 教職員1）

同和教育推進委員 3名（保護者2 教職員1）

会計 2名（保護者1 教職員1）

顧問 校長

なお、状況に応じて人数はこれを超える場合もある。

第9条 本会に校長とは別に、本部役員会の了承のもと顧問をおくことができる。

第10条 会長は本会を代表し、総会および本部役員会を招集する。

第11条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

第12条 事務局員（保護者）は総会および本部役員会の議事進行（議長）を行う。

事務局員（教職員）は各種連絡調整・事務準備等を行う。

第13条 会計は会計事務を担当し、総会において会計報告を行う。

第14条 同和教育推進委員は校区の同和教育推進事業に参加協力する。

第15条 役員の任期は4月1日より1年間とし、再任を妨げない。役員選出の方法は別に定めるところによる。

## 第5章 会議

第16条 会議は総会および本部役員会とする。

第17条 総会

- 1：総会は最高議決機関であり、年1回以上開く。
- 2：総会は会長が招集する。ただし、全会員の過半数の要求があった場合は臨時総会を開くことができる。
- 3：総会の定足数は委任状を含め、全会員の過半数とする。
- 4：議決には、出席者の過半数の同意を要する。可否同数の時は議長が決する。

第18条 本部役員会は総会の決定に基づき、各事業の具体的計画・運営方法等を審議し議決する。

第19条 本会の運営に特に必要のあるときは、特別委員会を設けることができる。

第20条 会議の議決は出席者の過半数の同意によって決める。

## 第6章 会計・会計監査

第21条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金その他の収入によって支弁する。

第22条 会費の額および徴収方法は総会の議決によってこれを定める。

第23条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第24条 特別の事情により会費の全部または一部を免除することができる。

第25条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第26条 本会の経理を監査するため会計監査委員2名をおく。

第27条 会計監査委員は、前年度PTA本部役員とする。

第28条 会計監査は年度末に1回とする。ただし、必要に応じて年度途中に行うことができる。

## 第7章 旅費

第29条 PTA活動に要する旅費は、以下のとおりとする。

- ・学区内：なし
- ・学区外の市内：200円
- ・市外：実費（目的地までの公共交通機関を利用した場合を原則とする。）

第30条 市外の場合、タクシーは公共交通機関がない場合のみ認め、自家用車を利用した場合は公共交通機関を利用した費用に換算して支払う。いずれも実費とする。

## 第8章 細則・規定

第31条 本会の運営に関し、役員選出規定、報酬・慶弔規定およびその他の必要な細則・規定は本会則に反しない限りにおいて、本部役員会の議決によって定める。

## 第9章 補則

第32条 会則の改正は総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

第33条 本会則は令和3年 4月 1日より施行する。

付記 令和5年 5月24日 一部改正